

行政改革に関する提言書

平成31年3月

さぬき市行政改革推進委員会

1 はじめに

地方公共団体は、ますます厳しくなる財政状況下にあっても、人口減少・高齢化の進展、行政需要の多様化等、社会経済情勢の変化に一層適切に対応するとともに、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供するため、事務事業の効率化などによる更なる業務改革が必要になっています。

こうした社会・経済情勢の変化の中、さぬき市の財政状況は、これまでの行政改革実施計画及び財政健全化策に沿った種々の取組によって一定の改善が進んでいるものの、市債残高や財政構造の硬直化を示す経常収支比率が依然として高い水準にあるなど、財政健全化に向けた取組は、未だ道半ばの状況にあります。

また、平成31年度予算編成方針によれば、今後、歳出面では、分庁舎の整備や学校施設等整備、防災・減災対策等に伴う公債費負担の増大に加えて、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加、老朽化が進む施設の維持補修費の増嵩などが想定されており、財政状況の悪化がより現実的な問題として迫ってきています。

このため、あらゆる分野の業務改革等に危機感をもって取り組むとともに、財政調整基金等に過度に依存した財政運営に陥ることのないよう、行財政運営の抜本的な見直しが急務となっています。

この提言書は、当委員会が平成30年度に開催した全4回の会議で議論した意見全般について、今後のさぬき市の行財政改革における具体的な取組の指針となるよう取りまとめたものであります。

当委員会としては、提言の趣旨が最大限に尊重されますとともに、市の将来のために、市民の理解と協力を得ながら、全庁一丸となって積極的な行財政改革に取り組まれることを切望するものであります。

平成31年3月15日

さぬき市行政改革推進委員会会長

奈良正史

2 行政改革実施計画に基づく主な取組への提言について

第4次行政改革実施計画に基づく平成29年度の主な取組のうち、「歳入の確保」における「市税の滞納分の徴収強化」については、滞納処分を積極的に行い、前年度よりも徴収率がアップしたが、今後、引き続き、未納者に対し、時機を逸することなく効果的な納付の働き掛けを行うとともに、計画的に徴収担当職員を養成する必要がある。

また、「職員提案の募集」については、支所・出張所の統合に関する意見募集を実施し、22件の意見が寄せられた。支所・出張所の見直しは、市民サービスに直結することから、提案のあった懸案事項を協議・調整することで見直し時の混乱を最小限に抑えることにつながると考えられる。

次に、「補助金の見直し」における「イベント補助金の見直し」については、平成28年度と比較して地元で開催されるイベントへの補助金を4%削減されているが、観光にとって有効との判断から、市外において、さぬき市をPRするための活動費が従来より手厚くなったものがあり、目標数値に達していないものである。今後もさぬき市の財政状況に理解を求めながら、自立と賑わいづくりの両面を考え検討を続ける必要があるのではないかと。

【第4次行政改革実施計画(平成27年度～平成30年度)取組項目進捗状況一覧(抜粋)】

取組項目	成果指標	H29年度	
		目標数値	実績数値
市税の滞納分の徴収の強化	市税徴収率 (滞納繰越分)	23.0%	34.5%
職員提案の募集	提案応募件数	20件	22件
イベント補助金の見直し	補助金(イベント)	30,003千円	34,100千円

3 次期行政改革実施計画について

現行の第4次行政改革実施計画が平成30年度をもって終了することを踏まえ、引き続き、不断の改革を推進していくため、次年度以降の行政改革の取組指針となる第5次の実施計画(案)を策定した。

この計画(案)における取組目標は、現計画とほぼ同じ8項目を柱とし、具体的取組については、現計画から引き続いて取り組むもののほか、先進自治体で取り組まれている事例のうち、本市でも取り入れることが可能と思われるものについても検討を重ねた結果、合計29の取組項目を設定した。

また、策定に当たっては、平成30年3月に策定した財政健全化策と可能な限り整合性を図ったものとなるよう留意した。

本計画に基づく行政改革の歩みが、実を結び、改革の実効性が高まるよう、計画に掲げた取組の着実な実施に努められることを切に要望する。

4 行政改革に関わる取組全般について

(1) 財源の確保について

人口減少・少子高齢化が進展する社会にあつては、生産年齢人口の減少や地域経済の縮小等により、税収の増加が見込めないことに加え、社会保障関係経費の増加が避けられない。

本市においても、扶助費等の義務的経費が増加する一方、税収が横ばいで推移していることなどから、財政の硬直化が進み、地域経済の活性化・好循環を生み出すための新たな事業への予算配分が難しくなっている。このため、人口減少・高齢化社会に対応しつつ、健全な財政運営を維持していくため、新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化・好循環を生み出す事業に取り組む必要がある。

中でも、新たな財源として、全国的に注目されているのがふるさと納税であるが、さぬき市では、平成 29 年度の寄附金額は 6,800 万円程度と、県内の他市町と比較しても下位に属している。市としても、寄附金額の増加に向け、事務の一括代行業務の委託や、クレジット払等の決済方法の改善、返礼品の充実などにより、増加してきているが、さらに使途を限定した手法の導入や、返礼品の充実などにより、収入額の大幅アップを見込むことができるのではないかと。

なお、ふるさと納税は、自らが育ったふるさとへの仕送りや、副次的な効果として都市と地方の税収格差を縮め、都会に住む方が、全国津々浦々の地域を知るきっかけとなる制度であることを踏まえ、金額のみを追い求めるような制度の趣旨を逸脱した運用とならないよう留意する必要がある。

また、観光収入を確保するための観光施策の充実が求められる。さぬき市には、たくさんの観光資源や歴史的文化財があるものの、うまく発信することができていないことなどから、イベントを起こしても一過性のものに留まるなど、知名度の向上や魅力の発掘につなげていない。

近年、外国人観光客(インバウンド)の増加や観光客の趣向の変化等により、視野を広げ人生をより充実させることを目的として、非日常的な体験を求める観光客層が増えてきている。従って、さぬき市においても、既存商品を充実させることに加え、多様な体験型の旅行商品の企画・開発を促し、積極的にPRするなど、他自治体との差別化を図った、観光客が目を引くような新しい試みを展開していく必要がある。

① ふるさと納税の使途の明示と成果報告

ふるさと納税制度の趣旨を踏まえ、ふるさと納税の具体的な使途の明示に重きをおいた寄附の募集を行うべきである。例えば、教育備品の購入や、廃校の跡地利用、地域運営組織への支援など、市の課題や市民サービスの向上につながり、共感を呼ぶような手法を先進事例等を参考にしながら取り入れてはどうか。

また、ふるさと納税を活用して、市の活性化がどのように進んだのか、その

効果や成果を寄附者に報告すべきである。地道ではあるが、こうした取組を進めることにより、ふるさと納税制度の適切な運用と更なる工夫を図り、収入増と効果的なまちづくりにつながるよう努力されたい。

② ふるさと納税を通じた地元の産業支援

現在の返礼品で人気が高いものは、フルーツなどの農産物であり、さぬき市にも、こうした質の高い農産物が数多くあるにもかかわらず、これまで十分に活用されてきたとは言えない状況である。

ふるさと納税が地元農産品の販路拡大等による産業支援や、地域活性化につながるよう、返礼品の更なる充実と工夫に取り組んでほしい。

③ 観光収入の確保に向けた観光客が訪れやすい環境の整備

増えつつある外国人観光客が観光地を見つける方法は、インターネット検索が中心であると考えられるが、香川県のホームページにおける観光情報を検索すると、さぬき市の観光情報の掲載数は、他市町と比較して少ない状況である。

県及び市のホームページにおける市内観光施設の掲載数を増やすとともに、掲載内容の充実を図られたい。

また、四国八十八箇所霊場の上り三箇寺を含むお遍路関連の参拝者には、外国人の姿も多いことから、外国語による案内表示を充実するなど外国人観光客が訪れやすい環境の整備を検討願いたい。

④ 多様化する観光ニーズへの対応

多様化する観光客のニーズに対応するため、例えば、ペットと泊まれる宿泊施設を誘致するなど、市内における滞在時間を増やす施策を検討してはどうか。さぬき市内に宿泊できれば、市内を回遊するだけでなく、瀬戸内国際芸術祭の開催時には、さぬき市を拠点として近隣の観光地へも足を延ばすことができるなど、大きな経済波及効果が期待できる。

多くの観光資源を抱えるさぬき市において、それらを最大限に生かせるよう、様々な観点からさぬき市にふさわしい観光のあり方を探求し、更なる観光施策の充実を図っていただきたい。

(2) 行政事務の業務改革の推進について

今後、財政状況の厳しさが増し、財源や人的資源の制約が強まる一方で、少子高齢化を背景とした行政需要が確実に増加することが見込まれる。

このような中、社会情勢に適切に対応した行政サービスを提供するためには、真に必要な分野に人的資源等を更に集中していくことが重要である。そのため、業務の見直しや類似事業の集約を図るほか、民間委託の更なる推進や、指定管理制度の導入等、官民連携による取組でサービス水準を維持していくことが求められる。

また、業務の効率化を推進する上で、定型業務における民間委託やA Iの積極的な導入等についても検討していく必要がある。

① 職員の意識改革を伴う定型的業務の集約化・民間委託

職員の働く姿、能力と熱意は、市民の大きな関心事である。地方にとって更に厳しさを増してゆくこれからの時代、住み続けたくなるまちづくりを進めるため、市職員が高い専門的能力を発揮することが期待される。

例えば、定型的な業務や、物品の貸出し等の庶務事務を含めた事務事業全般について、市民の立場に立ち、窓口での手続が二度手間になることがないように、マニュアルの作成や民間委託の可能性を検討されたい。

② 類似・重複する事務事業の是正・集約化

類似・重複する事務事業が各部門に散見される。一例として、類似した内容の講演会を複数の所管課で実施しているものがあり、縦割り行政の象徴的な事例とも見受けられる。個々の行政事務の処理・遂行にあたっては、各所管課間の横の連絡・調整を十分に行い、また、業務を一本化している他の自治体の例を研究するなど、集約化を検討されたい。

③ 教育支援体制の充実

学校だけでなく、地域の力で子どもたちの成長を促し、子どもたちを見守る体制を一層推進するため、課題を抱える児童生徒を支援する体制をより充実させることが求められている。「少年育成センター」や「家庭児童相談室」、寒川庁舎に新たに設置される「さぬきッズ子育てサポートセンター」など関係機関が連携し、地域における子どもを取り巻く様々な問題の解決を図り、きめ細やかに対応する包括的な支援体制の構築を検討されたい。

(3) 学校施設管理の適正化について

未来を担う子どもたちのために、さぬき市では、学校再編計画に基づき、学校の規模や配置の適正化に向け、学校の統廃合を進めてきた結果、統合校においては、新築や大規模改修が行われ、施設整備の面で良好な環境が整っている。

一方、一部の学校においては、施設の老朽化が進んでおり、子どもたちの安全・安心の確保や、市内で教育環境に差異が生じているといった点が課題となっている。このため、今後の施設整備においては、保護者を含めた地域における合意形成を図りながら、早急に施設整備の方向性と具体的なプランを示すなど、全ての子どもたちにとって望ましい教育環境を整備し、より一層充実した教育が実現されるよう期待する。

(4) 支所・出張所の見直しに伴う業務内容等の周知について

本市の庁舎については、現在の市役所の庁舎のほか、新たな防災拠点ともなる寒川庁舎が整備され、平成31年5月から業務が開始される。

新たに整備された寒川庁舎には、4つの支所を統合した総合支所や、健康福祉部が置かれるほか、災害対策本部等が設置された際に拠点となる防災対策室が整備される

が、今後、これらのメリットを最大限に生かし、より一層行政サービスの向上及び組織の効率化が図られることを期待したい。

① 総合支所等における取扱業務の周知

総合支所及び新たな出張所における業務内容については、市議会及び連合自治会において説明が行われているほか、市の広報紙にも掲載されているが、支所・出張所の再スタートに当たっては、窓口業務が混乱することのないよう万全な準備を行い、市民が安心して利用できるよう事前の丁寧な周知をお願いしたい。

② 開庁後の柔軟な対応

現在の支所では、住民異動や住民福祉など市民生活に直結する窓口業務を行っているが、寒川庁舎の開庁に伴い支所は出張所となり、取扱業務や開庁日数が見直されることから、不安の声も聞かれる。市民サービス向上の点から、開庁後も、市民からの意見・要望を常に把握し、柔軟な対応を図られたい。

資 料

さぬき市行政改革推進委員会会議経過

さぬき市行政改革推進委員会委員名簿

さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

さぬき市行政改革実施計画(平成31年度(2019年度)～平成34年度(2022年度)) (案)

平成30年度さぬき市行政改革推進委員会会議経過

【第1回会議】 平成30年7月31日(火)10:00～11:30 市役所第2委員会室

- 議題 (1) さぬき市の行財政状況等について
(2) 今年度の会議の進め方について
(3) 次期行政改革実施計画策定方針について

- 資料1 さぬき市行政改革推進委員会委員名簿(平成30年度)
2 さぬき市行政改革推進委員会設置要綱
3 さぬき市の行財政状況等
4 平成30年度さぬき市行政改革推進委員会開催計画
5 さぬき市行政改革実施計画(平成27年度～平成30年度)
6 さぬき市行政改革実施計画(平成27年度～平成30年度)取組項目一覧
7 さぬき市財政健全化策取組項目一覧
8 支所・出張所の見直しに係る基本的な方向性について(案)

【第2回会議】 平成30年10月30日(火)10:00～11:50 市役所301会議室

- 議題 (1) 行政改革実施計画の進捗状況について
(2) 次期行政改革実施計画取組項目について

- 資料1 さぬき市行政改革実施計画(平成27年度～平成30年度)取組項目進捗状況一覧
2 さぬき市行政改革実施計画(平成31年度～平成34年度)策定に係る取組項目検討一覧
3 さぬき市行政改革実施計画(平成31年度～平成34年度)取組項目(案)

【第3回会議】 平成30年12月4日(火)13:30～15:30市役所 302会議室

- 議題 (1) さぬき市行政改革実施計画(平成31年度～34年度)について

- 資料1 さぬき市行政改革実施計画(平成31年度～平成34年度)取組項目一覧
2 さぬき市行政改革実施計画(素案)(平成31年度～平成34年度)

【第4回会議】 平成31年2月7日(木)10:00～12:00市役所 第2委員会室

- 議題 (1) 次期行政改革実施計画について
(2) 行政改革に関する提言書について

- 資料1 さぬき市行政改革実施計画(平成31年度(2019年度)～平成34年度(2022年度))(案)
2 行政改革に関する提言書(案)

さぬき市行政改革推進会委員名簿（平成30年度）

（順不同・敬称略）

NO	役職	氏名	区分
1	会長	奈良 正史	識見者
2	副会長	木村 イツ子	団体推薦
3		越智 隆昭	公募
4		金岡 エミ子	公募
5		金本 賢二	公募
6		高嶋 文夫	団体推薦
7		田中 正明	団体推薦
8		中澤 恵子	団体推薦
9		眞鍋 清高	団体推薦
10		元山 幸恵	団体推薦

さぬき市行政改革推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 さぬき市の基本理念である「自立する都市」の実現を目指し、社会経済情勢の変化と市民ニーズに的確に対応するとともに、地方分権の時代にふさわしい行政システムの確立に向け、広く市民の意見を求めるため、さぬき市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第3条 委員の任期は、委嘱日から当該委嘱日の属する年度の次年度の末日までとする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することを妨げない。

(会長)

第4条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(副会長)

第5条 委員会に副会長を置き、会長が委員のうちから指名する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、会長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となり議事を整理する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務部政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則（平成14年訓令第52号）

この要綱は、平成14年10月11日から施行する。

附 則（平成15年訓令第8号）

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年訓令第17号）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年訓令第1号）

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年訓令第2号）

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。